

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況（令和6年度）

法 人 名	中央職業能力開発協会	根拠法令名	職業能力開発促進法	業 務 の 概 要	(平成10年7月31日民間法人化)
1. 法人の概要					
1 会員の行う職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する業務についての指導及び連絡 2 事業主等の行う職業訓練に従事する者及び都道府県技能検定委員の研修 3 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する情報及び資料の提供並びに広報 4 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する調査及び研究 5 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する国際協力 6 その他の職業能力の開発の促進に関し必要な業務 7 技能検定試験に関する業務の一部					
役・職員数	理 事 長 等	理 事	監 事	職 員	
常 勤	1 人	1 人	0 人	117 人	
非 常 勤	3 人	30 人	2 人	1 人	
2. 事業					
(1) 運営費、補助金等	令和6年度(A)	令和5年度(B)	令和5年度比又は令和5年度差(A/B, A-B)	補助金等割合の低減化措置の取組の状況 (取組を行っていない場合、補助金等割合が低下していない場合、その理由)	
	総収入額	40.3 億円	36.4 億円	3.9億円	① 補助事業の段階的廃止 日本再興戦略改訂版（2014）において、技能検定の活用促進が盛り込まれたことを踏まえ必要な経費を増額したが、これを除く既定経費については、平成26年度と同額ベースの必要最低限の経費を交付したところ。
	補助金等収入額（①）	24.5 億円	22.4 億円	2.1億円	② 自主事業による自己収入の拡大等 既存自主事業のうち各種試験受験者の増加策を講じ、自己収入の拡大に努めたところ。
	事業による自己収入額（②）	15.9 億円	14 億円	1.9億円	③ その他 補助金等収入額に本來的業務以外の業務委託費が含まれているため、それを除くと①／③×100（%）の欄は、令和6年度で14.5%である。
	①／②×100（%）	154.1 %	160 %		
	経常的運営費用（③）	38.7 億円	35 億円	3.7億円	
	①／③×100（%）	63.3 %	64 %		
(2), (3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の有無	(有・無)	無		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事務・事業名及び理由	(事務・事業名)	-		
	(理由)	-			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該事務・事業が法人の従事する事務・事業にとどまっている理由	(理由)	-		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容（行っていない場合はその理由）	(有・無)	-		
	(内容)	-			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊害克服措置の有無、内容（行っていない場合はその理由）	(有・無)	-		
	(内容)	-			
(4) 手数料等の徴収	制度的に独占となっている事務・事業でも、実態上独占となっている場合、その内容	(内容)	技能検定試験において、令和7年3月31日現在133職種のうち111職種について、職業能力開発促進法に基づき中央職業能力開発協会が問題作成等をしており、当該事務事業は技能検定制度全体でみると実態上独占に近い状況にある。		
	制度的に独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、その内容	(有・無)	有		
	(内容)	作成した試験問題の販売については、中央職業能力開発協会が都道府県職業能力開発協会にのみ行っているものであり、かつ、受験手数料については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）において標準額が定められていることから、上記の実態上の独占が理由で受験者の不利益になるような弊害は生じない。			
	手数料等の対価の徴収の有無	有	手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無	有	
	名称（法令等に基づく検定等には※）	※	対価の額	算 定 根 拠（法令等に基づく検定等については決定方法を付記）	
	技能検定実技試験問題	※	(1部あたり) 980 円	(決定者) 中央職業能力開発協会理事長	
	技能検定学科試験問題	※	(1部あたり) 640 円	(決定方法)	
	技能検定採点基準	※	(1部あたり) 360 円	技能検定試験問題等頒布規程に基づき、各試験問題等の作成に要した費用に相当する額を算定の上、決定。	
(5) 検査等の事務・事業	対価を徴収する事務・事業の区分経理の有無	有	収支状況のインターネットでの公表の有無	有	
	対価を伴う自主事業の有無	有	法人における純利益額	182,343,995 円	
規 定 方 法					
(6) 外注の有無					
本来予定されている事務・事業の外注		無	法 人 の 外 注 金 額	-	円
外注しなければならない理由		-			
外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容		(有・無)	-		
(内容)		-			
(7) 事務・事業の公正性の担保措置					
事務・事業の公正性担保のための措置の有無と内容（なければその理由）		(有・無)	有		
(内容)		技能検定試験に関する業務に従事する役職員については、守秘義務が課され、協会に職員就業規則及び倫理規定を設け、遵守している。			
役職員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容（なければその理由）		(有・無)	有		
(内容)		技能検定試験に関する業務に従事する役職員は、法令により守秘義務が課されるとともに、公務に従事する職員とみなす旨が規定されている。また、職務遂行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図ることを目的とした旨を中心とした職員就業規則で定めるとともに倫理規定が設けられている。			

3. 機関 (1)役員(除 監査役員)	役員選任規程の有無		有	左の規程がない場合、その理由	-	
	役員の定数	会長1 理事長1 常勤の理事5以内 非常勤の理事40以内	人	上限と下限の幅がある場合はその幅	-	
	役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか	役員は、法令及び定款により総会において選任することとしており、事務・事業を適正かつ効率的に運営できるという観点から、公正かつ自主的に選任される。				
	役員の任期	会長2 理事長2 理事2	年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由 (年数) - (理由) -	年	
	在任年齢に関する規定の有無	有	規定の内容	会長・理事長70歳 理事65歳		
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職	前々職	
	会長 理事長 理事	大橋 徹二 小林 洋司 宗宮 徳昌	令和4年7月1日 令和6年7月1日 令和2年8月1日	株式会社小松製作所取締役会長 厚生労働省厚生労働審議官 株式会社富士鉄鋼センター副社長	株式会社小松製作所代表取締役会長 厚生労働省人材開発統括官 大阪製鐵株式会社取締役	
	特定企業関係者、所管官庁出身者が1/3超の場合、その比率及び理由		同一業界関係者又は事務・事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が1/2超の場合、その比率と理由			
	(比率) - (理由) -		(比率) - (理由) -			
	役員報酬の支給基準の有無	有	一般への開覧提供の有無	有	インターネットによる公表の有無	有
(2)監査役員	役員報酬の支給基準の内容		役員の退職金の決定方法			
	役員報酬規程に規定している。		役員退職規程に規定している。			
	役員会規程の有無	役員会の成立要件		役員会における議決要件		
	有	役員の2分の1以上の出席で成立		出席した役員の議決権の過半数で議決		
	監査役員選任規程の有無		有	選任規程がない場合、その理由	-	
	監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		監事は、法令及び定款により総会において選任することとしており、事務・事業を適正かつ効率的に運営できるという観点から、公正かつ自主的に選任される。			
	関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由		監査役員が理事を兼ねている場合、その理由			
	-		-			
	監査役員の任期		2 年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由 (年数) - (理由) -	年	
	在任年齢に関する規定の有無		有	規定の内容	監事65歳	
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職	前々職	常勤・非常勤
	監事 監事	横山 敬一郎 寺島 清孝	令和4年7月1日 令和6年7月1日	株式会社フクダ・アンド・パートナーズ監査役 一般社団法人日本鉄リサイクル工業会常務参与	株式会社東京交通新聞社代表取締役社長 社団法人日本鉄鋼連盟常務理事	非 非
	監査役員報酬の支給基準の有無	有	一般への開覧提供の有無	有	インターネットによる公表の有無	有
	監査役員報酬の支給基準の内容		監査役員の退職金の決定方法			
	役員報酬規程に規定している。		役員退職規程に規定している。			

(3)社団的性の法人の総会等		総会等の成立要件の有無と内容		総会等における議決要件の有無と内容	
		(有・無) 有 (内容) 会員総数の2分の1以上の出席で成立	(有・無) 有 (内容) 出席した会員の議決権の過半数の賛成で議決	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容（ない場合は、その理由）	
		(有・無) 有 (内容) 書面をもって議決権の行使を他の会員に委任した会員は出席者とみなし、構成員の意思を反映させたものとしている。			
(4)評議員会等		評議員会等における業務実績評価の実施状況		評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容	
		職業訓練及び職業能力検定に関する学識経験者からなる8名の参与により業務実績の評価、助言等を受けている。		(有・無) 有 (内容) 参与は定款の規定により、理事会の意見を聞いた上で選任することとなっており、公正に選任されている。	
		評議員会等の構成員の役員兼任の有無	無	役員を兼ねている場合、その構成比率（兼務の役員数／評議員会等の構成員数×100）	%
		評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由	-		
		評議員選任規程の有無	有	左の規程がない場合、その理由	-
		評議員定数	10人以内	上限と下限の幅がある場合はその幅	-
		評議員任期	2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数)- (理由)- 年
		在任年齢に関する規定の有無	有	規定の内容	参与65歳
		特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が1/2超の場合、その比率と理由			
(比率) - (理由) -					
評議員会規程の有無		評議員会の成立要件		評議員会における議決要件	
有		参与の2分の1以上の出席で成立		出席した参与の過半数の賛成で議決	
4. 財務及び会計		企業会計原則の適用の有無	有	その他法人の特性に応じ適用している一般的かつ標準的な会計基準名	公益法人会計基準 企業会計基準
(1)会計基準の適用		余裕金（財産）の額及び具体的な運用方法	(余裕金の額) 1,158,344,830 (運用方法) 一部について国債により運用		
(2)余裕金の運用		長期借入金の有無	無	長期借入金の返済計画の有無	-
(3)長期借入金		長期借入金の確実な返済計画の内容	-		
(4)引当金・特別法上の引当金		引当金・特別法上の引当金等の額		引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無 (公表していない場合その理由)	
		退職給付引当金 925,225,800	円	(有無) 有 (理由) -	
(5)公認会計士監査		収支決算額 44.1 億円	収支決算額が50億円以上の法人における公認会計士監査の実施の有無	有	
公認会計士監査を実施していない場合、その理由					
5. 株式の保有等		公益法人、株式会社等への基金拠出の有無	無	公益法人、株式会社等への出資の有無	無
(1)基金拠出又は出資		法定の資金供給業務として行う場合の基金拠出等の有無	無	財産の管理運用として行う場合の基金拠出等の有無	無
(2)事業報告書への記載状況		事業報告書への記載内容 (未記載の場合はその理由)	間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20%以上のもの	法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2/3以上となっているもの	
		名称	-		
		所在地	-		
		資本金	-		
		事業内容	-		
		役員の状況	-		
		従業員数	-		
		持ち株比率	-		
		法人との関係	-		
6. 情報公開		法人における業務及び財務等に関する資料		同資料の一般的閲覧の有無	同資料のインターネットによる公表の有無
(1)法人における業務及び財務等に関する公表		法人における業務及び財務等に関する資料の5年間の備え付けの有無		公表していない場合その理由	
		定款	有	有	有
		役員名簿	有	有	有
		組合員等名簿	有	有	有
		事業報告書・附属説明書類	有	有	有
		損益計算書又は収支計算書	有	有	有
		貸借対照表	有	有	有
		法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	有	有	有
		監事の意見書	有	有	有
		事業計画書	有	有	有
		収支予算書	有	有	有

(2)所管官庁における業務及び財務等に関する公表			所管官庁における所管法人の業務及び財務等に関する資料の備え付けの有無	無い場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理由
	定款	有				
	役員名簿	有	-	有	-	
	組合員等名簿	有	-	有	-	
	事業報告書・附属説明書類	有	-	有	-	
	損益計算書又は収支計算書	有	-	有	-	
	貸借対照表	有	-	有	-	
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	有	-	有	-	
	監事の意見書	有	-	有	-	
	事業計画書	有	-	有	-	
	収支予算書	有	-	有	-	
	所管官庁における所管法人に関する事項のインターネットによる公表の有無		所管官庁における所管法人に関する事項のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由	所管法人のホームページへの簡単なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、その理由 (一部のみ実施の場合も含む)
	名称	有	-	有	-	
	所管する部局（担当局担当課等）の名称	有	-	有	-	
	主たる事務所の所在地及び電話番号	有	-	有	-	
	設立年月日	有	-	有	-	
	代表者の職名及び氏名	有	-	有	-	
	主な目的及び事業	有	-	有	-	
(3)所管官庁におけるホームページ掲載	最新の業務及び財務等に関する資料				有	
	制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令				有	
	補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容並びに補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合				有	
(4)退職公務員等の状況の公表	役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無				有	
	公表している主な項目				公表していない場合、その理由	
	退職公務員の履歴				-	
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無				無	
	公表している主な項目				公表していない場合、その理由	
	-				-	
7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等	基準に基づく指導監督の実施の有無	有	指導監督の実績及びその主な内容	2-(1) 目前収入を増加させるため、事業の見直し等を行うよう指導		
(1)指導監督の実績等	指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無	有				
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無	-				
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無	-	指導監督の実績及びその内容	-		
(2)所管法人の事務・事業の見直し	所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無	有	無い場合、その理由	-		
	当該見直し結果の公表の有無	有	無い場合、その理由	-		
	法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無	-	無い場合、その理由	-		
	政策評価を活用しつつ、3～5年を目標に定期的、全般的な見直し	事務・事業自体の必要性	無	法律の改廃を含めた所要の措置の実施の有無	無	所要の措置の結果の公表の有無
		事務・事業を当該法人に行わせることの必要性（特に事務・事業の一部を外注している場合、その事務・事業をなぜ当該法人が行わなければならぬか）	無		無	
		法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合、制度的の独占の継続の必要性	-		-	
		法令の規定に基づく検査関連制度の場合、手続の簡素化、事業者による自己確認への移行の可能性	-		-	
		その他	無		無	

指導監督上補足すべき事項（指導監督基準の例外としている事項及びその理由 等）

- ・法人の特性や実情等を踏まえ、基準の例外として整理している事項について、その理由等を記載する。
- ・令和6年度末において基準未適合となっているが令和7年9月1日時点では基準適合となっている事項など、本資料に記載している令和6年度の状況に対して令和7年9月1日時点で既に重要な変更が生じている場合には、その概要及び年月日を記載する。